



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 14 日(金)
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県公文書等の管理に関する条例 (52) (政策法務課)	11
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (53) (税務課)	23
	鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (54) (くらしの安心推進課)	25
	鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (55) (西部総合事務所県民局)	30
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (56) (水産課)	33
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (57) (会計指導課)	34

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県公文書等の管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 国において、年金、C型肝炎等の問題で文書が不適切に扱われたことから、国民共有の貴重な知的資源である公文書等を適切に管理するため、公文書等の管理に関する法律が平成23年4月1日に施行された。同法により、地方公共団体も、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととされている。
- (2) 本県においても、文書の紛失により公文書開示請求に対応できなかった事例の再発等を防止するため、公文書等をより適切に管理していく必要があり、さらに、県民共有の知的財産である公文書等を県職員だけではなく県民にとっても一層活用し易いものとするとともに、県の文書事務の効率化を図るため、公文書等の作成、保存、利用等について定める。

2 条例の概要

(1) 目的	<p>この条例は、県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書等が、県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適切かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
(2) 定義	<p>この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>ア 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。</p> <p>イ 現用公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(ア) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(イ) 特定歴史公文書等</p> <p>(ウ) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）</p> <p>ウ 歴史公文書等 次に掲げる文書をいう。</p> <p>(ア) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(イ) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(ウ) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(エ) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p> <p>エ 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p>

	<p>(ア) 実施機関から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>(イ) 議長から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>(ウ) 法人等又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>オ 公文書等 現用公文書及び特定歴史公文書等をいう。</p>
(3) 他の条例等との関係	公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。
(4) 現用公文書の作成	実施機関の職員は、実施機関の意思決定が現用公文書の決裁により行われることに鑑み、県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、当該実施機関の意思決定に至る経緯及び過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。
(5) 現用公文書の整理	<p>ア 実施機関の職員は、現用公文書を作成し、又は取得したときは、当該現用公文書を当該実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、これに分かりやすい名称を付するとともに、常時利用するものを除き、30年以下の保存期間を設定しなければならない。</p> <p>イ 実施機関の職員は、現用公文書の作成又は取得に係る事務が終了するまでに、相互に密接な関連を有する現用公文書を簿冊にまとめなければならない。ただし、インターネットの利用その他の方法により公表されている現用公文書については、この限りでない。</p> <p>ウ 実施機関の職員は、簿冊に分かりやすい名称を付するとともに、当該簿冊にまとめられた現用公文書の分類及び保存期間と同じ分類及び保存期間を設定し、これについて保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する現用公文書を含む簿冊にあっては公文書館への引継ぎの措置を、それ以外の簿冊にあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>エ 実施機関は、当該実施機関の事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて保存期間を延長することができる。</p> <p>オ 実施機関は、公文書館の館長（以下「館長」という。）との協議により必要があると認めるときは、保存期間が満了したときの措置を変更することができる。</p>
(6) 簿冊の保存	実施機関は、簿冊を、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
(7) 簿冊管理簿	<p>ア 実施機関は、簿冊の管理を適切に行うため、簿冊に係る次に掲げる事項を簿冊管理簿に記録しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊については、この限りでない。</p> <p>(ア) 分類</p> <p>(イ) 名称</p> <p>(ウ) 保存期間</p>

	<p>(エ) 保存期間の満了する日 (オ) 保存期間が満了したときの措置 (カ) 保存場所 (キ) 簿冊作成日 (ク) 保存期間の起算日 (ケ) 記録媒体の種別</p> <p>イ 実施機関は、簿冊管理簿について、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>ウ 実施機関は、簿冊管理簿の公表に当たって、容易に簿冊の検索が行えるようにするなど、利便性の向上に努めなければならない。</p>
(8) 電子情報システムの利用等	<p>ア 実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システム（電子計算機を利用して、電磁的記録により現用公文書の作成、取得、決裁、分類及び保存を行い、これらの情報を効率的に管理する仕組みをいう。）の利用及び簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。</p> <p>イ 実施機関は、電子情報システムを利用して作成された現用公文書を含む簿冊を保存するときは、電磁的記録の滅失又は毀損に備え、当該簿冊を適切な記録媒体に複製し、複数保存するよう努めなければならない。</p>
(9) 簿冊の引継ぎ又は廃棄	<p>ア 実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、公文書館へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。</p> <p>イ 実施機関は、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、館長に協議しなければならない。この場合において、館長は、簿冊にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。</p> <p>ウ 実施機関は、公文書館に引き継ぐ簿冊について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
(10) 文書管理規程	<p>ア 実施機関は、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下「文書管理規程」という。）を設けなければならない。</p> <p>イ 文書管理規程には、現用公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(ア) 作成に関する事項 (イ) 整理に関する事項 (ウ) 保存に関する事項 (エ) 簿冊管理簿に関する事項 (オ) 引継ぎ又は廃棄に関する事項 (カ) 管理体制の整備に関する事項 (キ) 点検に関する事項 (ク) 職員の研修に関する事項 (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項</p> <p>ウ 実施機関は、文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

	<p>エ 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>
(11) 議会文書の保存及び引継ぎ	<p>ア 議長は、議会議務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、議会議務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（以下「議会文書」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 館長は、議会文書について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、議長との協議により、その引継ぎを受けることができる。</p> <p>ウ (9)ウは、議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。</p>
(12) 特定歴史公文書等の保存等	<p>ア 館長は、特定歴史公文書等について、廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>イ 館長は、単独で管理することが適当であると認める特定歴史公文書等を除き、当該歴史公文書等について系統的に分類し、簿冊にまとめるとともに、当該簿冊に分かりやすい名称を付さなければならない。</p> <p>ウ 館長は、特定歴史公文書等に個人情報記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>エ (6)から(8)までは、特定歴史公文書等をまとめた簿冊及び単独で管理している特定歴史公文書等の保存について準用する。</p>
(13) 特定歴史公文書等の利用	<p>ア 館長は、公文書館において保存されている特定歴史公文書等については、イに掲げる場合を除き、一般の利用に供さなければならない。</p> <p>イ 館長は、次に掲げる場合には、特定歴史公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。</p> <p>(ア) 当該特定歴史公文書等が実施機関から引き継がれたものであって、当該歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>a 法令等の規定により公にすることができない等の情報</p> <p>b 個人に関する情報</p> <p>c 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該歴史公文書等を引き継いだ実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(イ) 当該特定歴史公文書等が議長から引き継がれたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>a 法令等の規定により公にすることができない等の情報</p> <p>b 個人に関する情報</p> <p>(ウ) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合</p> <p>(エ) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は実施機関若しくは議会において当該原本が現に利用されている場合</p> <p>ウ 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等がイの(ア)又は(イ)に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が現用公文書又は議会文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、利用制限に係る実</p>

	<p>施機関の長の意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>エ 館長は、イの(ア)から(ウ)までに係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p>
(14) 本人情報の取扱い	<p>館長は、本人から、当該本人情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該本人情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。</p>
(15) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	<p>ア 利用請求に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されている場合には、館長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>イ 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 館長は、特定歴史公文書等であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると利用制限に係る意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>エ 館長は、意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>
(16) 特定歴史公文書等の利用の方法	<p>館長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、スライド又はマイクロフィルムについては視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書等を利用させることが当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しを閲覧又は視聴させる方法により、これを利用させることができる。</p>
(17) 費用負担	<p>写しの交付その他の物品の供与の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。</p>

(18) 鳥取県情報公開審議会への諮問等	<p>ア 知事は、利用請求に対する処分について行政不服審査法による審査請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(ア) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(イ) 裁決で、審査請求に係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>イ 知事は、アによる諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p>
(19) 諮問をした旨の通知	<p>知事は、(18)アにより諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>ア 審査請求人及び参加人</p> <p>イ 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>ウ 当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>
(20) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	<p>(15)エは、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>ア 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>イ 審査請求に係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
(21) 特定歴史公文書等の利用の促進	<p>館長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により一般の利用を促進する措置を講じなければならない。</p>
(22) 実施機関等による利用の特例	<p>特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長は、当該実施機関又は議会の事務又は事業に必要であるときは、当該特定歴史公文書等を利用することができる。</p>
(23) 特定歴史公文書等の廃棄	<p>ア 館長は、特定歴史公文書等として保存している文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。</p> <p>イ 館長は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該文書の名称、廃棄の日等を公表しなければならない。</p> <p>ウ 特定歴史公文書等の廃棄について異議のある者は、館長に対し、当該特定歴史公文書等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。</p>
(24) 訴訟書類等の取扱い	<p>ア 訴訟書類については、(4)から(10)までを適用しない。この場合において、実施機関は、訴訟書類の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 館長は、訴訟書類について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該訴訟書類を保有する実施機関と協議し、その引継ぎを受けることができる。</p> <p>ウ (9)ウは、訴訟書類を公文書館に引き継ぐ場合に準用する。</p> <p>エ 刑事訴訟法の規定により押収した物については、この条例の規定は、適用しない。</p>

	い。
(25) 研修	実施機関は、職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
(26) 管理状況の公表	知事は、公文書等の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。
(27) 規則への委任	この条例に定めるもののほか、現用公文書の引継ぎ、特定歴史公文書等の利用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(28) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成24年4月1日とする。</p> <p>イ 文書管理規程の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p> <p>ウ この条例の施行の際現に改正前の鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の規定により公文書館が保存する公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。</p> <p>エ 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例、鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例について所要の改正を行う。</p>

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

法人の県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することに鑑み、産業振興の財源の一部に充てるため、特例期間を5年間延長するとともに、中小法人等に対する不均一課税を実施する等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税の適用期限を平成29年3月31日（現行 平成24年3月31日）まで延長する。

【税率の適用区分】

本則税率		5.0パーセント
特例期間中の法人税割の税率	中小法人等（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの）	5.0パーセント
	中小法人等以外の法人	5.8パーセント

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成23年4月に他県において発生した生食用食肉の摂取による食中毒の事件に鑑み、食品の安全性を確保し、県民の健康の保護を図るため、生食用食肉の取扱い等に関する公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準を定める。
- (2) 中山間地域の農家等においても食事を提供する等食品の提供の機会が多様化していることに鑑み、これらに柔軟に対応することができるよう、飲食店営業等の施設基準のうち、衛生上支障がないと認められるも

のについて緩和する等の見直しを行う。

2 条例の概要

- (1) 生食用食肉の取扱い等に関する公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下「措置基準」という。）及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準（以下「施設基準」という。）を次のとおり定める。

措置基準	<p>ア 生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理</p> <p>(ア) 生食用食肉を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。</p> <p>(イ) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。</p> <p>(ウ) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。</p> <p>イ 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(ア) 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。</p> <p>(イ) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。</p>
施設基準	<p>ア 他の設備と明確に区分された専用の処理台若しくは調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。</p> <p>イ 牛の生食用食肉の加熱殺菌を行うための十分な能力を有する専用の設備を設けること。</p> <p>ウ 牛の生食用食肉を加熱殺菌後、冷却を行うために十分な能力を有する設備を設けること。</p>

- (2) 牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、措置基準及び施設基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 飲食店営業等の施設基準を次のとおり緩和するなどして、衛生上必要なものに限定する。

改正前	改正後
ア 二槽式以上の洗浄設備及び給湯器を設けること。	ア 洗浄設備を設けること。
イ 客席を設ける場合は、来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること	イ 削除
ウ 天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。	ウ 天井は、清掃しやすい構造とすること。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成23年10月15日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立大山駐車場の指定管理期間が平成24年度で更新されるため、同年度以降の指定管理者の経営の安定に資するよう、指定管理の期間を5年間とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。
- (2) この条例に定めるもののほか、大山駐車場の管理に関し必要な事項は、協定に基づいて指定管理者（現行 規則）が定めるものとする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

漁獲物を選別することにより単価の向上と境港の利用促進を図るため、市場に魚体選別機を設置することに伴い、新たに使用料を定める。

2 条例の概要

- (1) 市場施設の利用について、次のとおり新たに使用料を徴収する。

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
魚体選別機	使用重量1キログラムにつき	3円

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成23年12月1日とする。
- イ この条例の施行前においても所要の準備行為を行うことができる。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における看護職員の確保を図るため、看護職員奨学金の貸付けの対象者を拡大することに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 返還に係る債務を免除することができる看護職員奨学金に看護職員確保のための特別の入学枠により鳥取大学に入学した者に貸し付ける奨学金を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

条 例

鳥取県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 現用公文書の管理（第4条－第10条）
 - 第3章 歴史公文書等の保存、利用等（第11条－第23条）
 - 第4章 雑則（第24条－第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書等が、県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。
- （2）現用公文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 特定歴史公文書等
 - ウ 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）
- （3）歴史公文書等 次に掲げる文書をいう。
 - ア 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
 - イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
 - ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

(4) 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 第9条第1項又は第24条第2項の規定により実施機関から公文書館に引き継がれたもの

イ 第11条第2項の規定により議会の議長（以下「議長」という。）から公文書館に引き継がれたもの

ウ 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人並びに公社を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

(5) 公文書等 現用公文書及び特定歴史公文書等をいう。

(他の条例等との関係)

第3条 公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 現用公文書の管理

(現用公文書の作成)

第4条 実施機関の職員は、実施機関の意思決定が現用公文書の決裁により行われることに鑑み、県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、当該実施機関の意思決定に至る経緯及び過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(現用公文書の整理)

第5条 実施機関の職員は、現用公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理に資するとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、当該現用公文書を当該実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、これに分かりやすい名称を付するとともに、当該実施機関の事務又は事業に常時利用するものを除き、30年以下の保存期間を設定しなければならない。

2 実施機関の職員は、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理及び現用公文書の適切な保管に資するよう、現用公文書の作成又は取得に係る事務が終了するまでに、相互に密接な関連を有する現用公文書（分類及び保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。ただし、インターネットの利用その他の方法により公表されている現用公文書については、この限りでない。

3 前項の場合において、実施機関の職員は、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理に資するとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、当該簿冊に分かりやすい名称を付するとともに、当該簿冊にまとめられた現用公文書の分類及び保存期間と同じ分類及び保存期間を設定し、これについて保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する現用公文書を含む簿冊にあっては公文書館への引継ぎの措置を、それ以外の簿冊にあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

4 実施機関は、当該実施機関の事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて第1項及び前項の規定により設定された保存期間を延長することができる。

5 実施機関は、公文書館の館長（以下「館長」という。）との協議により必要があると認めるときは、第3項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

(簿冊の保存)

第6条 実施機関は、簿冊を、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(簿冊管理簿)

第7条 実施機関は、簿冊の管理を適切に行うため、簿冊に係る次に掲げる事項（鳥取県情報公開条例（平成12

年鳥取県条例第2号)第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「簿冊管理簿」という。)に記録しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊については、この限りでない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 簿冊作成日
- (8) 保存期間の起算日
- (9) 記録媒体の種別

2 実施機関は、簿冊管理簿について、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 実施機関は、簿冊管理簿の公表に当たって、容易に簿冊の検索が行えるようにするなど、利便性の向上に努めなければならない。

(電子情報システムの利用等)

第8条 実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システム(電子計算機を利用して、電磁的記録により現用公文書の作成、取得、決裁、分類及び保存を行い、これらの情報を効率的に管理する仕組みをいう。以下この条において同じ。)の利用及び簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。

2 実施機関は、電子情報システムを利用して作成された現用公文書を含む簿冊を保存するときは、電磁的記録の滅失又は毀損に備え、当該簿冊を適切な記録媒体に複製し、複数保存するよう努めなければならない。

(簿冊の引継ぎ又は廃棄)

第9条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第3項の定め(変更された場合にあっては、変更後の定め)に基づき、公文書館へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、館長に協議しなければならない。この場合において、館長は、簿冊にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。

3 実施機関は、第1項の規定により公文書館に引き継ぐ簿冊について、第13条第2項各号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(文書管理規程)

第10条 実施機関は、現用公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、現用公文書の管理に関する定め(以下「文書管理規程」という。)を設けなければならない。

2 文書管理規程には、現用公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 簿冊管理簿に関する事項
- (5) 引継ぎ又は廃棄に関する事項
- (6) 管理体制の整備に関する事項
- (7) 点検に関する事項
- (8) 職員の研修に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

- 3 実施機関は、文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 歴史公文書等の保存、利用等

(議会文書の保存及び引継ぎ)

第11条 議長は、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（以下「議会文書」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 館長は、議会文書について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、議長との協議により、その引継ぎを受けることができる。
- 3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第12条 館長は、特定歴史公文書等について、第23条の規定により廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 館長は、特定歴史公文書等の適切な保管並びに県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、単独で管理することが適当であると認める特定歴史公文書等を除き、当該特定歴史公文書等について系統的に分類し、簿冊にまとめるとともに、当該簿冊に分かりやすい名称を付さなければならない。
- 3 館長は、特定歴史公文書等に鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第1号に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第6条から第8条までの規定は、特定歴史公文書等をまとめた簿冊及び単独で管理している特定歴史公文書等の保存について準用する。この場合において、これらの規定中「実施機関」とあるのは「館長」と、第6条中「当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容」とあるのは「特定歴史公文書等の内容、保存状態」と、第7条第1項中「簿冊に係る次に掲げる事項（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除く。）」とあるのは「簿冊の引継ぎをした実施機関又は議会の名称並びに当該簿冊に係る第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項」と、同条第2項中「当該実施機関の事務所」とあるのは「公文書館」と、第8条中「現用公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(特定歴史公文書等の利用)

第13条 館長は、次項に掲げる場合を除き、特定歴史公文書等を一般の利用に供さなければならない。

- 2 館長は、次に掲げる場合には、当該特定歴史公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。
 - (1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から引き継がれたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号、第3号又は第6号（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）に掲げる情報
 - イ 鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に掲げる情報
 - ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該歴史公文書等を引き継いだ実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (2) 当該特定歴史公文書等が議長から引き継がれたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条第1号、第3号から第5号まで又は第7号（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）に掲げる情報

イ 鳥取県議会情報公開条例第8条第2号に掲げる情報

(3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は実施機関若しくは議会において当該原本が現に利用されている場合（公文書館において、当該原本の保存又は利用のために必要な措置が行われている場合を含む。）

3 館長は、利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が前項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が現用公文書又は議会文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第9条第3項（第11条第3項又は第24条第3項において準用する場合を含む。第15条第3項において同じ。）の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が第2項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号若しくは第2号に掲げる情報又は同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 館長は、前条第2項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求をした者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、館長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号イ若しくは第3号ただし書又は鳥取県議会情報公開条例第8条第2号イ若しくは第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 館長は、特定歴史公文書等であって第13条第2項第1号ウに該当するものとして第9条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において

「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用の方法)

第16条 館長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、スライド又はマイクロフィルムについては視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書等を利用させることが当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しを閲覧又は視聴させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第17条 写しの交付その他の物品の供与の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(鳥取県情報公開審議会への諮問等)

第18条 知事は、利用請求に対する処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求をした者(利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 審査請求に係る処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 特定歴史公文書等を利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る処分を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用することに反対の意思を表示している場合に限る。)

(特定歴史公文書等の利用の促進)

第21条 館長は、特定歴史公文書等(第13条第1項の規定により一般の利用に供するものに限る。)について、展示その他の方法により一般の利用を促進する措置を講じなければならない。

(実施機関等による利用の特例)

第22条 特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長は、当該実施機関又は議会の事務又は事業に必要であるときは、第13条第2項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該特定歴史公文書等を利用することができる。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第23条 館長は、特定歴史公文書等として保存している文書が歴史資料として重要でなくなったと認められる場合は、当該文書を廃棄することができる。

2 館長は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該文書の名称、廃棄の日その他規則で定める事項を公表しなければならない。

3 第1項の規定による文書の廃棄について異議のある者は、館長に対し、当該特定歴史公文書等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

第4章 雑則

(訴訟書類等の取扱い)

第24条 刑事訴訟に関する書類（以下「訴訟書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、訴訟書類の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

2 館長は、訴訟書類について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該訴訟書類を保有する実施機関と協議し、その引継ぎを受けることができる。

3 第9条第3項の規定は、前項の規定により訴訟書類を公文書館に引き継ぐ場合に準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第24条第2項」と読み替えるものとする。

4 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により押収した物については、この条例の規定は、適用しない。

(研修)

第25条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(管理状況の公表)

第26条 知事は、公文書等の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、現用公文書の引継ぎ、特定歴史公文書等の利用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第10条の規定による文書管理規程の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）第3条第1号の規定により公文書館が保存する公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この項において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この項において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(設置)

第2条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第3号に規定する歴史公文書等（以下「公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もって学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

(業務)

第3条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- (2) 公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (3) 公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- (4) 県の施策その他県政に係る歴史的事実に関する調査研究及び情報の提供を行うこと。
- (5) 略

(設置)

第2条 歴史資料として重要な県の公文書その他の記録（以下「公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もって学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

(業務)

第3条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること。
- (3) 公文書等に関する調査研究に関すること。
- (4) 県の施策その他県政に関する情報の提供に関すること。
- (5) 略

(公文書等の利用)

第6条 公文書等は、次条に掲げる場合を除き、一般の利用に供するものとする。

2 公文書等の利用は、閲覧、視聴、写しの交付その他当該公文書等の種別を勘案して規則で定める方法により行う。

(公文書等の利用の制限)

第7条 館長は、次に掲げる場合は、当該公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- (1) 当該公文書等（広報資料、統計資料、計画書、調査報告書その他の情報提供を目的とする資料を除く。以下この号及び次号において同じ。）が完結日（当該公文書等に係る事務の処理が終了した日をいう。次号において同じ。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。
- (2) 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度

の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。

ア 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第2号、第3号又は第6号（同号ア又はオに該当するものに限る。）に掲げる情報

イ 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報

2 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人その他の団体から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、当該条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限するものとする。

3 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館において、当該公文書等の保存又は利用の開始のために必要な措置が行われている場合を含む。）は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができる。

4 館長は、第1項第2号に掲げる場合又は第2項に該当する場合であっても、第1項第2号に掲げる情報又は第2項の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させるものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（行為の制限等）

第6条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 公文書館の施設又は設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

（2）及び（3） 略

（4） 喫煙又は飲食をすること。

（5） 寄附の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。

（行為の制限等）

第8条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

（2）及び（3） 略

<p>(6) <u>物品の販売を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、館長が定める行為</u> 2 略</p> <p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、<u>館長が定める。</u></p>	<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為</u> 2 略</p> <p>(費用負担) 第9条 <u>第6条第2項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(規則への委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>
---	---

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

5 鳥取県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号。以下「公文書条例」とい</u></p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 略</p>

う。) 第2条第4号に規定する特定歴史公文書等
 (以下「特定歴史公文書等」という。)

(3) 図書館、博物館その他の施設において一般の
利用に供することを目的として管理されているもの
(特定歴史公文書等を除く。)

(設置)
 第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報
 公開審議会(以下「審議会」という。)を設置す
 る。
 (1) 略
 (2) 公文書条例第18条第1項の規定による審査請
求に係る諮問に応じて審議すること。
 (3) この条例の施行に関する重要事項について、
 知事に意見を述べること。
 (4) 略

(庶務)
 第27条 審議会の庶務は、未来づくり推進局及び総務
部において処理する。

(審議会の調査権限)
 第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19
 条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文
書条例第18条第1項の規定により諮問をした知事
 (以下「諮問機関」という。)に対し、開示決定等
 に係る公文書又は利用請求(公文書条例第13条第3
 項に規定する利用請求をいう。第3項において同
 じ。)に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示
を求めることができる。この場合においては、何人
も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定
歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略
 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関
 に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文
 書又は利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書
等に記録されている情報の内容を審議会の指定する
方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審
議会に提出するよう求めることができる。

4 略

(意見書等の提出)
 第30条 略
 2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定
 又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべ

(2) 県立の図書館、博物館、公文書館その他の施
設において一般の利用に供することを目的として
管理されているもの

(設置)
 第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報
 公開審議会(以下「審議会」という。)を設置す
 る。
 (1) 略
 (2) その他この条例の施行に関する重要事項につ
いて、知事に意見を述べること。
 (3) 略

(庶務)
 第27条 審議会の庶務は、未来づくり推進局において
処理する。

(審議会の調査権限)
 第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19
 条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下
 「諮問機関」という。)に対し、開示決定等に係る
 公文書の提示を求めることができる。この場合にお
 いては、何人も、審議会に対し、その提示された公
 文書の開示を求めることができない。

2 略
 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関
 に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文
 書に記録されている情報の内容を審議会の指定する
 方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審
 議会に提出するよう求めることができる。

4 略

(意見書等の提出)
 第30条 略
 2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定
 をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第

<p>き旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(公文書の管理)</p> <p>第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、<u>公文書条例の規定に基づき</u>、公文書を適正に管理しなければならない。</p>	<p>1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(公文書の管理)</p> <p>第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、<u>公文書の管理に関する定めを設けるとともに</u>、公文書を適正に管理しなければならない。</p>
---	---

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

6 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）に記録されている個人情報</u></p> <p>(6) <u>図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等（特定歴史公文書等を除く。）に記録されている個人情報</u></p> <p>2 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等に記録されている個人情報</u></p> <p>2 略</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前																	
(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税割</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割</td> <td>ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 5.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5</td> </tr> </tbody> </table>		法人税割	税率	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5	(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 5.8		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税割</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割</td> <td>ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 100分の5.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5</td> </tr> </tbody> </table>		法人税割	税率	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5	(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 100分の5.8		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5
法人税割	税率																		
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5																		
(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 5.8																		
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5																		
法人税割	税率																		
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5																		
(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割 100分の5.8																		
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割 100分の5																		
2～6 略		2～6 略																	
(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告) 第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた法		(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告) 第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、 <u>同項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u> （平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従																	

附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

つて行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の3第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第111条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示、追加項及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（検討）</u></p> <p><u>2 知事は、牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、牛又は馬の肉又は内臓を取り扱う業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>3 生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管</u></p>	<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1及び2 略</p>

理

- (1) 牛又は馬の肉であって生食用のもの（以下「生食用食肉」という。）を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。
- (2) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。
- (3) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。

4. 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知

加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示すること。

- (1) 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。
- (2) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

- (1) 営業施設の構造及び設備
 - ア 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。ただし、住居としての使用状況から公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

イ～エ 略

オ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作り、かつ、清掃しやすい構造とすること。

カ 略

キ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、清掃しやすい構造とすること。

ク 略

- (2) 食品取扱設備等

ア 洗浄が必要な機械、器具、容器等を用いる場合は、耐水性の洗浄設備を設けること。

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

- (1) 営業施設の構造及び設備
 - ア 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。

イ～エ 略

オ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作り、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とすること。

カ 略

キ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

ク 略

- (2) 食品取扱設備等

ア 洗浄設備を設ける場合は、耐水性のものであること。

イ～エ 略

オ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。

カ 略

(3)及び(4) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 略

イ 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合せ又は配膳を衛生的に行う場所及び放冷設備を設けること。

ウ 生食用食肉の調理を行う場合は、他の設備と明確に区分された生食用食肉を調理するための専用の調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうちアと同様とする。

(3)～(10) 略

(11) 食肉処理業

ア～ウ 略

エ 処理包装室には、洗浄設備及び給湯設備を設けること。

オ 生食用食肉の処理を行う場合は、他の設備と明確に区分された生食用食肉を処理するための専用の処理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。

カ 牛の生食用食肉の処理を行う場合は、次の設備を設けること。

(ア) 生食用食肉に付着した病原微生物を加熱により除去するための十分な能力を有する専用の設備

(イ) 加熱した生食用食肉の冷却を行うために十分な能力を有する設備

(12) 食肉販売業

ア 略

イ～エ 略

オ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。

カ 略

(3)及び(4) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 略

イ 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合せ又は配膳室及び放冷設備を設けること。

ウ 二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

エ 客席を設ける場合は、来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。ただし、便所の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を来客者の使用に便利な位置に設置する場合は、これと兼用とすることができる。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうちア、ウ及びエと同様とする。

(3)～(10) 略

(11) 食肉処理業

ア～ウ 略

(12) 食肉販売業

ア 略

<p><u>イ (11)の基準のうちエからカまでと同様とする。</u></p> <p>(13) 食肉製品製造業 ア及びイ 略 ウ <u>(11)の基準のうちエと同様とする。</u></p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>(17) 食品の冷凍又は冷蔵業 ア 営業施設には、<u>冷凍設備又は冷蔵設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 原料を保管する場合は、区画された原料置場を設けること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(18)～(24) 略</p> <p>(25) みそ製造業 ア こうじを製造する場合は、<u>こうじ製造機又は区画されたこうじ室を設けること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(26)～(31) 略</p> <p>(32) そうざい製造業 ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、<u>放冷を衛生的に行う場所及び放冷設備を設けること。</u></p> <p>イ (3)の基準と同様とする。</p> <p>(33)及び(34) 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例</p> <p>(1) 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 ア及びイ 略 ウ 営業施設の床及び床面からおおむね1メートルの高さの内壁は、<u>耐水性材料で作り、清掃しやすい構造とすること。</u></p> <p>エ 営業施設の天井は、<u>清掃しやすい構造とすること。</u></p> <p>オ～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。</u></p> <p>サ 略</p> <p>シ 営業施設には、<u>使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>ス及びセ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>イ 処理室には、洗浄設備及び給湯設備を設けること。</u></p> <p>(13) 食肉製品製造業 ア及びイ 略 ウ <u>(12)の基準のうちイと同様とする。</u></p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>(17) 食品の冷凍又は冷蔵業 ア 営業施設には、<u>原料置場、冷凍室又は冷蔵室があり、区画されていること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(18)～(24) 略</p> <p>(25) みそ製造業 ア こうじを製造する場合は、<u>こうじ室があり、区画されていること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(26)～(31) 略</p> <p>(32) そうざい製造業 ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、<u>放冷室があり、区画されていること。</u></p> <p>イ <u>(1)の基準のうちウ及び(3)の基準と同様とする。</u></p> <p>(33)及び(34) 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例</p> <p>(1) 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 ア及びイ 略 ウ 営業施設は、<u>耐水性材料で作り、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造とすること。</u></p> <p>エ 営業施設の天井は、<u>平滑で清掃しやすい構造とすること。</u></p> <p>オ～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>外部から見やすい位置に温度計を設けること。</u></p> <p>サ 略</p> <p>シ 営業施設には、<u>40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>ス及びセ 略</p> <p>(2) 略</p>
---	--

<p>(3) 食肉販売業</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>処理室には、耐水性の洗浄設備を設けること。</u></p> <p>ウ (1)の基準(カを除く。)と同様とする。 <u>ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態については、(1)の基準のうちオ、シ及びスは、適用しない。</u></p> <p>(4) 魚介類販売業</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>(1)の基準(カを除く。)及び(3)の基準のうちイと同様とする。ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態については、(1)の基準のうちオ、シ及びスは、適用しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 露店形態による営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。</u></p> <p>サ <u>営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>シ及びス 略</p>	<p>(3) 食肉販売業</p> <p>ア <u>営業施設には、18リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ (1)の基準(オ及びカ(容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態に限る。)) <u>並びにシを除く。)と同様とする。</u></p> <p>(4) 魚介類販売業</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>(1)の基準(シを除く。)及び(3)の基準のうちアと同様とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 露店形態による営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>外部から見やすい位置に温度計を設けること。</u></p> <p>サ <u>40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>シ及びス 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県食品衛生法施行条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による許可について適用する。

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>（1） 駐車場（当該駐車場に附属する公衆便所、<u>場内道路その他の附帯施設を含む。</u>以下同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>（2） 略</p> <p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>（利用時間及び休場日）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の利用時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。</u></p> <p>（利用の許可）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>（1） 駐車場（当該駐車場に附属する公衆便所<u>及び場内道路を含む。</u>以下この条、次条、第8条及び第13条において同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>（2） 略</p> <p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>（利用時間及び休場日）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第7条 略</p>

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして知事の承認を得て指定管理者が定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

別表（第2条関係）

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいう。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上楨原駐車場」とは、大山楨原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいう。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上楨原駐車場」とは、大山楨原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例第3条の知事の指定を受けて鳥取県立大山駐車場の管理を行っている指定管理者の当該管理の期間については、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条の2、第39条関係）				別表（第2条の2、第39条関係）			
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
卸売	略			卸売	略		
業務	仕立場のため	使用面積1平方メ	1,330円	業務	仕立場のため	使用面積1平方メ	1,330円
施設	の利用	ートルにつき1月		施設	の利用	ートルにつき1月	
魚体選別機		使用重量1キログ	3円				
		ラムにつき					
略				略			
備考				備考			
1～6 略				1～6 略			
7 <u>魚体選別機の利用には、フィッシュポンプを併せて利用する場合及びフィッシュポンプのみを利用する場合を含み、使用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算するものとする。</u>				7 略			
8 略				8 略			
9 略				9 略			
10 略				10 略			
11 略							

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例別表に掲げる魚体選別機の利用に係る同条例第36条第1項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
看護職員修学資金	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格	略	看護職員修学資金等	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の	略

に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。)

へ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第6条の2第3項の規定により厚生労働大臣が指定したもの(次項において「指定医療機関」という。)

ト 略

チ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」とい

に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)

又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設(へに掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。)

へ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(次項において「指定医療機関」という。)

ト 略

チ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」とい

		う。) リ 略			う。) リ 略	
		2 大学院の修士課程 (大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程) を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務 (二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。) に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ及びロ 略 ハ <u>医療型障害児入所施設</u> ニ～ヘ 略			2 大学院の修士課程 (大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程) を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務 (二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。) に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ及びロ 略 ハ <u>重症心身障害児施設</u> ニ～ヘ 略	
		略			略	
		略			略	
看護職員奨学金	県内における看護職員 (法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。) の確保を図るため、 <u>国立大学法人鳥取大学 (以下「鳥取大学」という。)</u> において看護学を専攻する者 (地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。) で、将来県内の病院又は診療所において看護職	1 鳥取大学を卒業した日から2年 (災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3号において同じ。) 以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員 (病院又は診療所において定める	略	<u>奨学金</u>	1 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員 (病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。) 又は常勤の看護教員 (看護職員養成施設に常勤職員と	略

員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	看護職員の勤務時間の <u>全て</u> を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ <u>医療型障害児入所施設</u> へ及びト 略	して採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ <u>重症心身障害児施設</u> へ及びト 略	
	略		略
	3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に <u>助産師免許又は看護師免許</u> を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。		3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。
略	略	略	
医 県内における医	1 大学を卒業した	医 県内における医	1 大学を卒業した

<p>師 養 成 確 保 奨 学 金</p>	<p>師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（<u>鳥取大学</u>において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定</p>	<p>師 養 成 確 保 奨 学 金</p>	<p>師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（<u>国立大学</u><u>法人鳥取大学</u>（以下「<u>鳥取大学</u>」<u>と</u>いう。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が</p>
--	---	---	--	---	--

	<p>める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間の<u>全て</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年))以上通算して従事したとき。</p>		
	略		
略			

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

	<p>必要と認めるときは、知事その都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間の<u>すべて</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年))以上通算して従事したとき。</p>		
	略		
略			

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。